

令和8年度（令和7年分）の住民税申告 (確定申告) 受付は、事前予約制で行います

申告会場の混雑緩和、待ち時間短縮を図るため、申告受付を事前予約制で行います。ご理解ご協力ををお願いいたします。※予約がない場合は、受付することができません。

●予約方法

	インターネット予約	電話予約（32-6702）
予約受付期間	<p><u>令和8年2月10日（火）午前9時</u> <u>～3月16日（月）午後3時</u></p> <p>※24時間予約可能です。</p> <p>※下記URLから(PC・スマホにより)予約ページへアクセスし、日時の指定、必要項目の入力を行ってください。</p> <p>https://reserva.be/fukuimihamakakutei</p>  <p>←予約ページはこちら</p> <p>福井県 美浜町 確定申告 <input type="button" value="検索"/></p> <p>※予約をキャンセルされる場合は、予約完了時に配信されるメールの内容に従ってお手続きください。</p>	<p><u>令和8年2月10日（火）</u> <u>～3月16日（月）</u></p> <p><u>午前8時30分から午後5時00分まで（土日、祝日を除く）</u></p> <p>※期間中のどの日時でもご予約いただけます。</p> <p>※予約状況によっては、ご希望に添えない場合があります。</p> <p>※予約をキャンセルされる場合はお電話にてご連絡ください。</p>

●申告受付時間

申告期間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）

午前の部		午後の部		夜の部 火曜日、金曜日のみ	
1	9:00～9:30	7	13:00～13:30	13	17:00～17:30
2	9:30～10:00	8	13:30～14:00	14	17:30～18:00
3	10:00～10:30	9	14:00～14:30	15	18:00～18:30
4	10:30～11:00	10	14:30～15:00	16	18:30～19:00
5	11:00～11:30	11	15:00～15:30		
6	11:30～12:00	12	15:30～16:00		

※2月16日（月）・24日（火）の午前9時～午後4時に限り、税理士による申告指導を行います。ご希望の方は、町税務課に電話（32-6702）にてご連絡ください。（予約状況によっては、ご希望に添えない場合があります。）

●予約は申告者の人数分をお願いします。

1枠（30分間）で1名の申告受付としています。2名以上の場合は必ず連続する人数分の予約をお願いします。※例えば夫婦2名がそれぞれ申告する場合は、2名分（連続する2枠 計1時間）のご予約をお願いします。

●電話による予約

1. 町税務課（32-6702）に電話し、「申告の予約をしたい」とお伝えください。
2. 職員が希望日時・氏名・住所・連絡先等を聞き取りしますのでお答えください。

●申告での注意点

書類をご準備の上、申告をお願いします。

◆マイナンバーカード及び収入がわかる書類（源泉徴収票等）をご持参ください。

◆営業所得や農業所得のある方は、収入金額および経費等をまとめた「収支内訳書」を、医療費控除を受ける方は、令和7年中に支払った医療費等をまとめた「医療費控除の明細書」を必ず事前作成してください。

※「収支内訳書」、「医療費控除の明細書」の事前作成がない場合は、日程を再調整していただく場合があります。

●町役場の申告会場では、住民税（町県民税）申告のほか、所得税の確定申告を受付します。

ただし、

◆営業所得の青色申告 ◆株式等の譲渡所得

◆土地・建物等の譲渡所得（公共事業によるものを除く）

◆初年度の住宅借入金控除等特別控除 ◆損益通算、繰越控除

にかかるものは、町役場会場では申告できません。敦賀税務署で申告をお願いします。

●敦賀税務署での確定申告

◆会場 敦賀税務署 4階

（敦賀市鉄輪町1-4-3）

◆受付時間

開設期間（土・日・祝日除く）	受付時間
2/16(月)～2/27(金)	9時～12時30分
3/2(月)～3/16(月)	9時～16時



【確定申告会場（敦賀税務署）への入場には、「入場整理券」が必要です。】

入場整理券は、敦賀税務署で当日配布ほか、『国税庁のLINE公式アカウント』から事前発行も行います。

◆電話 0770-22-1010



国税庁のLINE公式アカウントはこちら→

●パソコン・スマートフォンから確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると税額等が自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書等が作成できます。

申告書等を作成した後は、同コーナーからそのまま「e-Tax」を利用して税務署に送信できるほか、自宅のプリンタで印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。

申告には、スマホを利用したマイナンバーカード方式による「e-Tax申告」をご利用ください。



スマホを利用した申告はこちら→

いつでもどこからでも行えるスマホ申告をぜひご利用ください！！